

みやぎの環境にやさしい農産物プレゼントキャンペーン業務 企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、みやぎの環境にやさしい農産物プレゼントキャンペーン業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の目的

環境にやさしい農産物の需要拡大と理解促進を図るため、農薬や化学肥料の使用量を減らして栽培された県産農産物を購入した消費者が、抽選に応募して賞品が当たるキャンペーンを実施するもの。

3 環境にやさしい農産物について

特別栽培農産物

農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の推進を目的として、農薬や化学肥料の使用量を一般の栽培よりも減らして栽培した農産物。宮城県では、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度（以下「県認証」という。）として、県が特別栽培された農産物を認証している。認証を受けた農産物は、「県認証シール」を農産物に貼り、販売することができる。

4 業務内容

令和4年10月1日から令和5年2月28日までの間の適当な期間において、以下の業務を実施すること。

- (1) みやぎの環境にやさしい農産物プレゼントキャンペーンの実施
県認証を受けた農産物の販売を行っている店舗において、当該農産物を購入した消費者が、抽選に応募して賞品が当たるプレゼントキャンペーンの実施。
- (2) キャンペーン事務局の運営
- (3) キャンペーンに係る PR ツールの作成
- (4) キャンペーンの告知
- (5) キャンペーン終了後の事業効果のとりまとめ・報告

5 業務実施に当たっての留意点

4の業務を実施するに当たり、以下の項目を満たす企画を提案すること。

- (1) キャンペーンは、環境にやさしい生産方法で生産した農産物に対する消費者理解の促進につながる内容とすること。
- (2) キャンペーン実施店舗は、県認証の認証を受けた農産物の販売を行っている県内の道の駅や農産物直売所等の店舗とする。
- (3) キャンペーン期間は履行期間内の2か月程度を想定し、企画を提案すること。
- (4) キャンペーン終了後も、環境にやさしい生産方法で生産した農産物に対する消費者理解の促進に持続的な効果をもたらすよう、工夫するものとする。
- (5) 本業務の実施に当たり、新型コロナウイルス感染対策を十分に実施すること。
- (6) 関連する法令を遵守し、企画提案に当たること。

6 履行期間

契約締結の日から令和5年3月17日まで

7 事業費（委託上限額）

金1,993,200円（うち消費税及び地方消費税181,200円）

※ただし、上限額での契約を保証するものではない。

8 スケジュール

内 容	期 日
企画提案募集開始	令和4年7月25日
説明会	開催なし
質問受付締め切り	令和4年8月5日
企画提案参加申込期限	令和4年8月16日
企画提案書の提出期限	令和4年8月29日
予備審査（書類審査）※応募多数の場合に実施	令和4年8月31日
選定委員会（プレゼンテーション）開催	令和4年9月6日 午後
選定結果の通知	令和4年9月中旬
契約締結・事業着手	令和4年9月下旬
履行期限・業務完了報告	令和5年3月17日

9 応募資格

次のすべてに該当する者のみ、本業務の企画提案に応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 地方税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、本県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領(令和2年4月1日施行)」に掲げる資格制限の要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申立てがなされていない者(会社更生法に基づく更正計画認可の決定を受けている者を除く。)であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者(民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。)であること。
- (6) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定によるもの)に該当しないこと。
- (7) 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)に該当しないこと。
- (8) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行)別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (9) 官民を問わず本業務と類似した業務実績を有すること。

10 説明会・質問

(1) 説明会

新型コロナウイルス等の感染症対策のため、説明会は開催しない。

(2) 質問の受付

次のとおり、企画提案を求める内容等に関して質問を受け付ける。

イ 受付期間 募集開始から令和4年8月5日(金)まで(必着)

ロ 提出方法 質問書(別記様式第1号)により、15の問い合わせ先へ電子メールで提出すること。電話や口頭、受付期間以降の質問は一切受け付けない。

ハ 回答方法 質問への回答は、宮城県農政部みやぎ米推進課の企画提案募集 Web ページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものは質問者に対してのみ回答する。

11 企画提案への参加申込

(1) 提出書類

イ 企画提案参加申込書(別記様式第2号) 1部

ロ 宣誓書(別記様式第3号) 1部

ハ 会社概要(既存資料で可) 1部

(2) 提出期限 令和4年8月16日(火)まで(必着)

(3) 提出方法 郵送又は電子メールで15の問い合わせ先へ提出すること。なお、不着等の事故防止のため、送付(送信)後に電話連絡すること。

1.2 企画提案書の提出方法

(1) 提出書類 企画提案書 10部（任意様式，A4片面印刷でページ番号を付すこと。）

(2) 企画提案書に記載する事項

次の記載事項について，右欄の記載内容を参考に，企画提案内容や有効性，得られる効果などを具体的に記載すること。事項の記載順は問わないが，不足のないように注意すること。

No.	記載事項	記載内容
1	企画提案の概要	・「4 業務内容」の企画内容をまとめた概要版を1ページで示すこと。
2	スケジュール	・ 想定される実施スケジュールを具体的に示すこと。
3	組織体制	・ 業務の実施のための再委託先等を含めた組織体制や人員配置を具体的に示すこと。 ・ 県内に活動拠点を有していない場合は，県との連絡体制を具体的に示すこと。
4	類似業務実績	・ 官民を問わず，過去3年間に実施した代表的な類似事業の概要（事業名，契約額，実施内容）を複数記載すること。
5	見積書	・ 「4 業務内容」に基づき，各項目の内訳及び項目内の明細を含めた見積額を示すこと。

(3) 提出期限 令和4年8月29日（月）（必着）

(4) 提出方法 郵送又は持参で15の問い合わせ先へ提出すること。

(5) 留意事項

イ 応募は1者1企画提案書とする。ただし，企画ごとに代替案を提案しても構わない。

ロ 提出書類は返却しない。なお，提出書類は本件の事業者選定の目的のみに使用し，他の目的には使用しない。

ハ 表紙には，企画提案を行う業務名と提案事業者名を記入すること。

ニ 提出後の書類の差し替えは認めない。（県が補正等を求める場合を除く）。

万が一修正がある場合は，選定委員会開始までに書面で修正内容を示すこと。口頭や審査後の修正は認めない。

ホ この企画提案に係る費用は，すべて企画提案者の負担とする。

ヘ 提出された企画提案書は行政文書となるため，情報公開条例（平成11年宮城県条例10号）による開示請求があった場合，個人情報や企業情報などの非開示部分を除き，開示することがある。

1.3 企画提案書の審査

(1) 選定委員会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。

なお、提案者が多数の場合は、予め企画提案書による予備審査（書類審査）を行った上で、上位5者程度で企画提案書及びプレゼンテーションによる本審査（※）を行う。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響によっては、書類審査とする場合はある。その場合は、別途連絡する。

(2) 選定委員会は次のとおり開催する。

イ 実施日 令和4年9月6日（火）午後 ※時間は別途連絡する。

ロ 実施会場 未定 ※別途連絡する。

ハ 出席者 1提案者当たり2人以内とする。

ニ 持ち時間 1提案者あたり説明10分、質疑応答10分の予定 ※別途連絡する。

ホ 説明方法 企画提案書の内容についてプレゼンテーションを行うこと。
プロジェクタを使用する場合は企画提案書提出時までに申し出ること。また、プロジェクターとスクリーン以外は各提案者が持参すること。

12の(5)のニ以外の選定委員会当日の新たな資料配付は禁止とする。

ヘ その他 プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出があった順に実施する予定である。

(3) 審査項目及び配点（満点：50点）は以下のとおり。

No.	審査項目	審査の視点	配点	
1	事業内容【40点】	・業務の目的・内容を十分に理解した内容となっているか。	10	10
		・環境にやさしい農産物をより消費拡大できる内容となっているか。	10	
		・消費者のキャンペーン利用を促進するような工夫が施されているか。	5	
		・事業終了後も、持続した効果が見込める内容となっているか。	5	
		・手段・方法は具体的で、実効性の高い内容か。	5	
		・実現可能なスケジュールとなっているか。	5	
2	実施体制【10点】	・確実に委託業務を遂行できる実施体制・能力を有しているか。	5	10
		・本業務を遂行できる実績があるか。	5	

(4) 審査の結果、委員ごとに各提案者の評価点を計算し、総合得点が満点の6割以上で、最高点（1位）を付けた委員が最も多い企画提案者を受注候補者とする。ただし、最高点（1位）を付けた委員が同数の企画提案者が複数いた場合は、最高点（1位）を付けた企画提案者のうち、各委員の順位の合計が最少の企画提案者を受注候補者とする。

(5) 提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断される場合は、受注候補者として選定する。

(6) 提案者がいない場合又は総合得点が満点の6割以上の提案者がいない場合は、選定委員会に諮った上で、再度、企画提案者を募集する。

- (7) 審査結果は全提案者に通知する。また、本業務の見積決定後に県政情報公開センターにて、受注候補者、企画提案者名（五十音順）、総合点（点数順）及び選定委員名を公表する。（企画提案者が2者の場合を除き、委託候補者以外の企画提案者の総合点を知ることはできない。）
- (8) 審査内容及び結果に係る質問や異議は一切受け付けない。
- (9) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とする。
 - イ 本要領9の応募資格のいずれかを満たさなくなったとき。
 - ロ 提出書類が所定の期限までに整わなかったとき。
 - ハ 提出書類に不備があったとき。（軽微な不備を除く）。
 - ニ 見積額が、本要領7の事業費（委託上限額）を上回っているとき。
 - ホ 提出書類の内容に虚偽、不正又は本要領の定めに違反する記載があったとき。
 - ヘ 書面審査の場合を除き、提案者が選定委員会に出席しないとき。
 - ト 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
 - チ その他不正な行為があったとき。

(10) その他

本業務の実施に関しては、県と受注候補者で協議の上、仕様を決定する。また、委託契約後の具体的な企画内容や進め方等についても、逐次県と受注者の間で協議し柔軟に対応しながら実施していくものとする。

1.4 契約手続きについて

- (1) 選定委員会で選定された企画提案者を受注候補者とする。
- (2) 受注候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、契約内容、仕様、委託料の支払方法、事業の運営、実施体制等について詳細を協議する。
- (3) 契約にあたっては、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）に定める随意契約の手続により受注候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結するものとする。
- (4) 随意契約の手続きにより見積書を提出する際は、県が指定する区分の内訳書を併せて提出すること。
- (5) 契約に当たっては、受注候補者との調整により前金払について契約書に記載することができるものとする。
- (6) 受注候補者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第114条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (7) 受注候補者として選定された提案者が委託契約を辞退した場合には、企画提案の審査で次点の評価を受けた提案者と契約の交渉を行う場合がある。

1.5 問い合わせ先

宮城県農政部みやぎ米推進課環境対策保全班 担当：今野
〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1（県庁舎10階北側）
TEL：022-211-2845 FAX：022-211-2849
電子メール：miyamai-kt@pref.miyagi.lg.jp